

信用保証の実務解説

〔変更契約書・催告書編〕

平成23年8月

☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

兵庫県信用保証協会

《本書について》

本書は、債務者から保証条件変更時に徴求していただく各種変更契約書のひな型、および代位弁済時に債務者・連帯保証人に発送していただく催告書のひな型を掲載しております。

金融機関において、同内容の変更契約書・催告書を定めている場合は、そちらを使用していただいても結構です。

も く じ

I. 変更契約書

1. 証書貸付

- ①返済方法変更契約書…………… 1
返済方法を変更する場合に徴求する契約書です。
- ②返済期限変更契約書…………… 2
返済期限を延期する場合に徴求する契約書です。
- ③保証人変更契約書…………… 3
連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。
- ④保証人変更契約書（保証人死亡に伴う場合）…………… 4
連帯保証人の死亡に伴い、連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。
- ⑤保証人加入契約書…………… 5
連帯保証人を追加する場合に徴求する契約書です。
- ⑥保証人脱退契約書（保証人死亡に伴う場合）…………… 6
死亡した連帯保証人の相続人を保証関係から脱退させる場合に徴求する契約書です。
- ⑦保証人脱退契約書…………… 7
連帯保証人を脱退させる場合に徴求する契約書です。
- ⑧免責的債務引受契約書（法人成りの場合）…………… 8
個人からの法人成りにより、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。
- ⑨債務承認並びに引受契約書（債務者死亡に伴う債務者変更の場合）…………… 10
債務者死亡による相続に伴い、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。

2. 当座貸越、カードローン

- ①保証人変更契約書…………… 12
連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。
- ②保証人変更契約書（保証人死亡に伴う場合）…………… 14
連帯保証人の死亡に伴い、連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。
- ③保証人加入契約書…………… 16
連帯保証人を追加する場合に徴求する契約書です。
- ④保証人脱退契約書（保証人死亡に伴う場合）…………… 17
死亡した連帯保証人の相続人を保証関係から脱退させる場合に徴求する契約書です。
- ⑤保証人脱退契約書…………… 18
連帯保証人を脱退させる場合に徴求する契約書です。
- ⑥債務引受並びに受信者の地位の承継契約書（法人成りの場合）…………… 19
個人からの法人成りにより、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。
- ⑦債務承認並びに弁済契約書…………… 22
貸越取引を終了・確定させ、確定後の貸越残元金について新たに返済期限と返済方法を定める場合に徴求する契約書です。
- ⑧確定債務金延期契約書…………… 23
既に確定保証に変更して返済しているものを、再度、返済期限を延期する場合に徴求する契約書です。

⑨極度減額契約書	24
極度額を減額する場合に徴求する契約書です。	

3. その他

①重畳的債務引受契約書	25
前事業者（親子、夫婦、兄弟等）の死亡・高齢・傷病等を理由として事業継承した個人事業者が、前事業者の保証付債務引受けを条件として保証申込をする場合に徴求する契約書です。	
②保証書（別札保証書）	26
手形割引（根保証含む。）の場合で連帯保証人を別札とする場合に徴求する保証書です。	

Ⅱ. 催告書

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）	29
②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）	30
③催告書（最終期限が到来している場合）	31
④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）	32
⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）	33

2. 当座貸越、カードローン、流動資産担保融資保証（根保証）用

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）	34
②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）	35
③催告書（最終期限が到来している場合）	36
④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）	37
⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）	38

3. 手形貸付根保証用

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）	39
②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）	40
③催告書（最終期限が到来している場合）	41
④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）	42
⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）	43

4. 手形割引、手形割引根保証用

《債務者・連帯保証人用》	
①催告書（割引手形の満期日が未到来の場合）	44
②催告書（割引手形の満期日が到来している場合）	45
③催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）	46
④催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）	47
《手形振出人用》	
⑤催告書（手形が支払期日に支払拒絶となった場合）	48

5. その他

①通知書（催告書を訂正する場合）	49
②催告書（代理貸付の場合）	50
③催告書（債務者・連帯保証人死亡の場合）	51
④催告書（債務者・連帯保証人が破産申し立てしており、まだ破産手続開始決定がなされていない場合）	52

I . 変更契約書

1. 証書貸付

①返済方法変更契約書

返済方法を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

返 済 方 法 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

第1条 債務者が、貴[]から、平成[]年[]月[]日付[]①
(以下「原契約」という。)に基づき借り入れた金[]円
(残元金[]円)について、今般、貴[]の承諾を得て、返
済方法を下記のとおりに変更します。

記

返済方法 平成[]年[]月から平成[]年[]月に至るまで毎月[]日限り、
金[]円宛分割返済し、平成[]年[]月[]日に残額
金[]円を返済する。

第2条 債務者および連帯保証人は、前条の変更が債務の同一性を損なうものではなく、
従来の担保はこれによって何ら変更しないことを確認します。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

②返済期限変更契約書

返済期限を延期する場合に徴求する契約書です。

印 紙

返 済 期 限 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

第1条 債務者が、貴[]から、平成[]年[]月[]日付[]①
(以下「原契約」という。)に基づき借り入れた金[]円
(残元金[]円)について、今般、貴[]の承諾を得て、最
終返済期限及び返済方法を下記のとおりに変更します。

記

1. 最終返済期限 平成[]年[]月[]日
2. 返済方法 平成[]年[]月から平成[]年[]月に至るまで毎月[]日
限り、金[]円宛分割返済し、最終返済期限に残額
金[]円を返済する。

第2条 債務者および連帯保証人は、前条の変更が債務の同一性を損なうものではなく、
従来の担保はこれによって何ら変更しないことを確認します。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

③保証人変更契約書

連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人（脱退）

実印

住 所
連帯保証人（加入）

実印

第1条 連帯保証人[]は、債務者が貴[]との間で締結した下記[]①
（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、
貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 []は、前条及び原契約の各条項を承認のうえ、原契約に基づく
一切の債務について、今般、連帯保証人となり、債務者と連帯して保証の責を
負います。

第3条 連帯保証人[]は、第1条を承認のうえ、原契約に基づく一切の
債務について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第4条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

④保証人変更契約書（保証人死亡に伴う場合）

連帯保証人の死亡に伴い、連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人（加入）

実印

第1条 連帯保証人[]（平成[]年[]月[]日死亡）の相続人全員は、債務者が貴[]との間で締結した下記[]①（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 []は、前条及び原契約の各条項を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務について、今般、連帯保証人となり、債務者と連帯して保証の責を負います。

第3条 連帯保証人[]は、第1条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第4条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

⑤保証人加入契約書

連帯保証人を追加する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 加 入 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

第1条 [] は、債務者が貴[]との間で締結した下記 [①]
(以下「原契約」という。)に基づき負担する一切の債務について、原契約の各
条項を承認のうえ、今般、連帯保証人となり、債務者と連帯して保証の責を負
います。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

⑥保証人脱退契約書（保証人死亡に伴う場合）

死亡した連帯保証人の相続人を保証関係から脱退させる場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 脱 退 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

第1条 連帯保証人[]（平成[]年[]月[]日死亡）の相続人全員は、
債務者が貴[]との間で締結した下記[]①（以下「原契約」
という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、貴[]の承諾を
得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 連帯保証人[]は、前条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務に
ついて、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

⑦保証人脱退契約書

連帯保証人脱退させる場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 脱 退 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人（脱退）

実印

第1条 連帯保証人[]は、債務者が貴[]との間で締結した下記[]①
（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、
貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 連帯保証人[]は、前条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務につ
いて、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 証書貸付

⑧免責的債務引受契約書（法人成りの場合）

個人からの法人成りにより、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

免 責 的 債 務 引 受 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
新債務者兼
債務引受人

実印

住 所
脱退債務者兼
新連帯保証人

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

住 所
担 保 提 供 者

実印

第1条 []（以下「甲」という。）は、[]（以下「乙」という。）が貴[]との間で締結した下記[]①（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務を乙に代わって免責的に引受し、原契約の各条項を承認のうえ、債務を履行します。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 乙は、前条により、原契約に基づく一切の債務を免れます。
ただし、乙は、本契約及び原契約の各条項を承認のうえ、前条により甲が引受けた債務につき、新たに連帯保証人となり、甲と連帯して保証の責を負います。

第3条 各当事者は、原契約に基づき設定された根抵当権がある場合は、その存続を確認し、第1条の債務引受につき、直ちに上記根抵当権設定の付記による変更登記をすることを約し、その登記が行われなときは、貴[]において本契約を解除できることを承認します。

第4条 担保提供者[]は、本契約及び原契約の各条項を承認のうえ、前条の登記をすることについて協力することを確約します。

第5条 連帯保証人[]は、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、甲が第1条により引受けた債務につき、甲と連帯して保証の責を負います。

第6条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

《記入方法》

1. 新債務者兼債務引受人欄は、法人成り会社が署名・捺印してください。
2. 脱退債務者兼新連帯保証人欄は、旧個人事業者が署名・捺印してください。
3. 連帯保証人欄は、当初からの連帯保証人が署名・捺印してください。
4. 担保提供者欄は、条件担保の場合に担保提供者が署名・捺印してください。
ただし、連帯保証人が担保提供している場合は、「連帯保証人兼担保提供者」として署名・捺印してください。

1. 証書貸付

⑨債務承認並びに引受契約書（債務者の死亡に伴う債務者変更の場合）

債務者死亡による相続に伴い、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

債務承認並びに引受契約書

平成 年 月 日

御 中

住 所
相 続 人 兼
債務引受人

実印

住 所
相 続 人

実印

住 所
相 続 人

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
担保提供者

実印

第1条 [] (以下甲という。)、[] 及び [] は、
[] が貴 [] との間で締結した下記 [] ①
(以下「原契約」という。)に基づき負担する一切の債務をその相続分に従い
相続したことを確認します。

記

1. 契約締結日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
2. 貸付元金 金 [] 円
3. 残元金 金 [] 円

第2条 甲は、貴 [] の承諾を得て、他の相続人が負担する前条の相続債務の全額を免責的に引受けし、原契約の各条項を承認のうえ、その債務を履行します。

2 相続人 [] 及び [] は前項により、前条の債務を免れます。

第3条 各当事者は、原契約に基づき設定された根抵当権がある場合は、その存続を承認し、前条の債務引受につき、直ちに上記根抵当権の付記による変更登記をす

ることを約し、その登記が行われないときは、貴[]において本契約を解除できることを承認します。

第4条 担保提供者[]は、本契約及び原契約の各条項を承認のうえ、前条の登記をすることについて協力することを確約します。

第5条 連帯保証人[]は、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、甲が第1条により引受けた債務につき、引き続き甲と連帯して保証の責を負います。

第6条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

《記入方法》

1. 相続人兼債務引受人欄は、新債務者が署名・捺印してください。
2. 相続人欄は、相続人全員が署名・捺印してください。
3. 連帯保証人欄は、当初からの連帯保証人が署名・捺印してください。
4. 担保提供者欄は、条件担保の場合に担保提供者が署名・捺印してください。
ただし、連帯保証人が担保提供している場合は、「**連帯保証人兼担保提供者**」として署名・捺印してください。
5. 第1条は、相続人全員を記入してください。
6. 第2条2項は新債務者以外の相続人全員を記入してください。

2. 当座貸越・カードローン

①保証人変更契約書

連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人(脱退)

実印

住 所
連帯保証人(加入)

実印

第1条 連帯保証人[]は、債務者が貴[]との間で締結した下記[]①
(以下「原契約」という。)に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、
貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸越極度額 金[]円
3. 貸越残高 金[]円

第2条 []は、貴[]に対し、前条及び原契約の各条項を承認のうえ、原
契約に基づく一切の債務について、下記の条件で連帯保証し、債務者と連帯し
て保証の責を負います。

1. 元本確定期日 平成[]年[]月[]日
2. 保証極度額 金[]円

第3条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、
損害賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務につ
いて約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとし
ます。

第4条 連帯保証人 は、第1条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第5条 連帯保証人が債務者と貴 との取引について、ほかに保証している場合には、その保証は本件保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証契約の極度額とこの保証契約の極度額は累積するものとします。

なお、連帯保証人が債務者と貴 との取引について、将来ほかに保証した場合においても同様とします。

第6条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

※保証極度額は民法 465 条の 2 に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

2. 当座貸越・カードローン

②保証人変更契約書（保証人死亡に伴う場合）

連帯保証人の死亡に伴い、連帯保証人を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 変 更 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人(加入)

実印

第1条 連帯保証人 []（平成 [] 年 [] 月 [] 日死亡）の相続人全員は、
債務者が貴 [] との間で締結した下記 [] ①（以下「原契約」
という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、貴 [] の承諾を
得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
2. 貸越極度額 金 [] 円
3. 貸越残高 金 [] 円

第2条 [] は、貴 [] に対し、前条及び原契約の各条項を承認のうえ、
原契約に基づく一切の債務について、下記の条件により連帯保証し、債務者と
連帯して保証の責を負います。

1. 元本確定期日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
2. 保証極度額 金 [] 円

第3条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、
損害賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務につ
いて約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとし
ます。

第4条 連帯保証人 [] は、第1条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務
について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第5条 連帯保証人が債務者と貴□□との取引について、ほかに保証している場合には、その保証は本件保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証契約の極度額とこの保証契約の極度額は累積するものとします。

なお、連帯保証人が債務者と貴□□との取引について、将来ほかに保証した場合においても同様とします。

第6条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

※保証極度額は民法465条の2に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

2. 当座貸越・カードローン

③保証人加入契約書

連帯保証人を追加する場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 加 入 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人(加入)

実印

第1条 []は、債務者が貴[]との間で締結した平成[]年[]月[]日付
① (以下「原契約」という。貸越残高 金[]円
ただし、平成[]年[]月[]日現在)に基づき負担する一切の債務について、
原契約の各条項を承認のうえ、下記条件により連帯保証し、債務者と連帯して
保証の責を負います。

記

1. 元本確定期日 平成[]年[]月[]日
2. 保証極度額 金[]円

第2条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、
損害賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務につ
いて約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとし
ます。

第3条 連帯保証人が債務者と貴[]との取引について、ほかに保証している場合には、
その保証は本件保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の
定めのある保証をしている場合には、その保証契約の極度額とこの保証契約の
極度額は累積するものとします。
なお、連帯保証人が債務者と貴[]との取引について、将来ほかに保証した場
合においても同様とします。

第4条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

※保証極度額は民法 465 条の 2 に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同
内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

2. 当座貸越・カードローン

④保証人脱退契約書（保証人死亡に伴う場合）

死亡した連帯保証人の相続人を保証関係から脱退させる場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 脱 退 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

第1条 連帯保証人[]（平成[]年[]月[]日死亡）の相続人全員は、債務者が貴[]との間で締結した下記[]①（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸越極度額 金[]円
3. 貸越残高 金[]円

第2条 連帯保証人[]は、前条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

2. 当座貸越・カードローン

⑤保証人脱退契約書

連帯保証人を脱退させる場合に徴求する契約書です。

印 紙

保 証 人 脱 退 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人(脱退)

実印

第1条 連帯保証人[]は、債務者が貴[]との間で締結した下記①
(以下「原契約」という。)に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、
貴[]の承諾を得て免れます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸越極度額 金[]円
3. 貸越残高 金[]円

第2条 連帯保証人[]は、前条を承認のうえ、原契約に基づく一切の債務について、従前どおり債務者と連帯して保証の責を負います。

第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

2. 当座貸越・カードローン

⑥債務引受並びに受信者の地位の承継契約書（法人成りの場合）

個人からの法人成りにより、債務者を変更する場合に徴求する契約書です。

印 紙

債務引受並びに受信者の地位の承継契約書

平成 年 月 日

御 中

住 所
新債務者兼
債務引受人

実印

住 所
脱退債務者兼
新連帯保証人

実印

住 所
連 帯 保 証 人

実印

住 所
担 保 提 供 者

実印

第1条 []（以下「甲」という。）は、[]（以下「乙」という。）が貴[]との間で締結した下記① []（以下「原契約」という。）に基づき負担する借越債務（金[]円、ただし平成[]年[]月[]日現在）及びこれに付帯する一切の債務を乙に代わって免責的に引受し、原契約の各条項を承認のうえ債務を履行します。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸越極度額 金[]円

第2条 甲は、貴[]の承諾を得て、原契約における乙の契約上の地位を継承します。従って、甲は、原契約の定めるところに従い、前条により引き受けた債務を含め極度額[]円まで借り越すことができます。

第3条 乙は、貴[]の承諾を得て、第1条の借越債務を免れるとともに、原契約における契約上の地位を失います。
ただし、乙は、貴[]に対し、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、甲が第1条により引き受けた一切の債務及び原契約に基づき将来発生する一切の債務につき、下記の条件により新たに連帯保証し、甲と連帯して保証の責を負

います。

1. 元本確定期日 平成 年 月 日
2. 保証極度額 金 円

第4条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとします。

第5条 各当事者は、原契約に基づき設定された根抵当権がある場合は、その存続を確認し、第1条の債務引受につき、直ちに上記根抵当権設定の付記による変更登記をすることを約し、その登記が行われないときは、貴 において本契約を解除できることを承認します。

第6条 担保提供者 は、本契約及び原契約の各条項を承認し、前条の登記をすることについて協力することを確約します。

第7条 連帯保証人 は、貴 に対し、本契約および原契約の各条項を承認のうえ、甲が第1条により引き受けた一切の債務及び原契約に基づき将来発生する一切の債務につき、下記の条件により連帯保証し、甲と連帯して保証の責を負います。

1. 元本確定期日 平成 年 月 日
2. 保証極度額 金 円

第8条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとします。

第9条 連帯保証人が債務者と貴 との取引について、ほかに保証している場合には、その保証は本件保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証契約の極度額とこの保証契約の極度額は累積するものとします。

なお、連帯保証人が債務者と貴 との取引について、将来ほかに保証した場合においても同様とします。

第10条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

※保証極度額は民法 465 条の 2 に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

《記入方法》

1. 新債務者兼債務引受人欄は、法人成り会社が署名・捺印してください。
2. 脱退債務者兼新連帯保証人欄は、旧個人事業者が署名・捺印してください。
3. 連帯保証人欄は、当初からの連帯保証人が署名・捺印してください。
4. 担保提供者欄は、条件担保の場合に担保提供者が署名・捺印してください。
ただし、連帯保証人が担保提供している場合は、「**連帯保証人兼担保提供者**」として署名・捺印してください。
5. 第 1 条の貸越債務は、現在貸越残高を記入してください。
6. 第 1 条の貸越極度額、第 2 条の極度額は、当初に契約した貸越極度額を記入してください。

2. 当座貸越・カードローン

⑦債務承認並びに弁済契約書

貸越取引を終了・確定させ、確定後の貸越残元金について新たに返済期限と返済方法を定める場合に徴求する契約書です。

印 紙

債務承認並びに弁済契約書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人

実印

第 1 条 債務者は、平成 年 月 日付 ① (以下「原契約」という。)に基づく借越の発生が平成 年 月 日をもって終了(確定)し、貴 に対して負担する借越残元金は本日現在、金 円であることを承認のうえ、これ下記の方法により返済します。

記

1. 最終返済期限 平成 年 月 日
2. 返済方法 平成 年 月から平成 年 月に至るまで毎月 日に限り、金 円宛分割返済し、残元金 円を最終返済期限に返済する。
3. 利率 年 %
4. 利息支払方法 毎月 日限り残存債務額に対し向こう カ月分を前払いする。

第 2 条 債務者および連帯保証人は、本契約が原契約を更改するものではなく、従来の担保はこれによって何ら変更しないことを確認します。

第 3 条 連帯保証人は、第 1 条を承認のうえ、引き続き債務者と連帯して保証の責を負います。

第 4 条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

《記入方法》

1. 契約締結日は実際に契約した日(変更実行日)としてください。
2. 第 1 条の貸越発生の終了(確定)日は次のとおりとしてください。
保証期限内に確定する場合⇒本契約書の締結日を記入してください。
保証期限を経過している場合⇒変更前の保証期限を記入してください。

⑧確定債務金延期契約書

紙 印

平成 年 月 日

実印

実印

実印

記

- 第3条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

1. 契約締結日は実際に契約した日（変更実行日）としてください。
2. 第1条の借越残元金は、確定後の現在残高を記入してください。

2. 当座貸越・カードローン

⑨極度減額契約書

極度額を減額する場合に徴求する契約書です。

印 紙

極 度 減 額 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人

実印

第 1 条 債務者と貴[]との間で平成[]年[]月[]日に締結された[]①
(以下「原契約」という。)について、貸越極度額を下記のとおり減額します。

記

変更前貸越極度額 []円

変更後貸越極度額 []円

第 2 条 債務者および各連帯保証人は、前条の変更は債務の同一性を損なうものではなく、従来の担保はこれによって何ら変更しないことを確認します。

第 3 条 連帯保証人は、第 1 条の借入れについての保証債務に関する極度額を下記のとおり減額します。

変更前保証極度額 []円

変更後保証極度額 []円

第 4 条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

※①は「当座貸越契約」等を記入してください。

※保証極度額は民法 465 条の 2 に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

3. その他

①重疊的債務引受契約書

前事業者（親子、夫婦、兄弟等）の死亡・高齢・傷病等を理由として事業継承した個人事業者が、前事業者の保証付債務の引受けを条件として保証申込をする場合に徴求する契約書です。

印 紙

重 疊 的 債 務 引 受 契 約 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債務引受人

実印

住 所
債 務 者

実印

第1条 債務引受人は、債務者が貴[]との間で締結した[]①
（以下「原契約」という。）に基づき負担する一切の債務（兵庫県信用保証協会の保証付）を重疊的に引き受けます。

記

1. 契約締結日 平成[]年[]月[]日
2. 貸付元金 金[]円
3. 残元金 金[]円

第2条 債務引受人は、前条に基づき負担した債務について、今後、原契約の各条項に従って履行します。

※①は「金銭消費貸借契約」等を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

3. その他

②保証書（別札保証書）

手形割引根保証の場合で連帯保証人を別札とする場合に徴求する保証書です。

印 紙

保 証 書

平成 年 月 日

御 中

住 所
債 務 者

実印

住 所
連帯保証人

実印

住 所
連帯保証人

実印

第1条 連帯保証人は、債務者が貴[]との間で締結した平成[]年[]月[]日付手
割引契約に基づき負担する一切の債務について、債務者が貴[]に対し別に差
し入れた[]①[]の各条項のほか、本保証書の各条項を承認のうえ、下
記の条件により連帯保証し、債務者と連帯して保証の責を負います。

記

1. 元本確定期日 平成[]年[]月[]日
2. 保証極度額 金[]円

第2条 前条の保証極度額は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害
賠償その他主たる債務の元本に従たるすべてのもの及びその保証債務について約
定された違約金又は損害賠償の額について、その全部にかかるものとします。

第3条 連帯保証人は、債務者の貴[]に対する預金、その他の債権をもって相殺しま
せん。

第4条 連帯保証人は、貴[]がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除
しても免責を主張しません。

第5条 連帯保証人がこの保証債務を履行した場合、弁済による代位によって貴[]か
ら取得した権利は、債務者と貴[]との取引継続中は、貴[]の同意がなけれ
ば、これを行使しません。
もし、貴[]の請求があれば、その権利または順位を貴[]に無償で譲渡しま
す。

第6条 連帯保証人が債務者と貴□□との取引について、ほかに保証している場合には、その保証は本件保証契約によって変更されないものとし、またほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証契約の極度額とこの保証契約の極度額は累積するものとします。

なお、連帯保証人が債務者と貴□□との取引について、将来ほかに保証した場合においても同様とします。

※①は「手形割引約定書」等を記入してください。

※保証極度額は民法465条の2に基づく極度額を記入してください。

☆「ひな型」ですので、内容を確認のうえ、適宜変更して使用してください。また、金融機関において同内容の契約書を定めている場合は、そちらを使用されても結構です。

Ⅱ. 催告書

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）

【例】延滞等

催 告 書

①が貸付した下記金員については、②ので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までにお支払い下さいますよう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお支払いのない場合は、③の約旨に基づき、上記期限をもって期限の利益を喪失させていただくと共に、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式

証書貸付または手形貸付を記入

貸付日

平成 年 月 日

貸付金額

金 円也

残元金

金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名

印

債務者

住 所

債務者名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた者は除いてください。

《注意事項》

- 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- ②は「約定（利息を含む）の弁済が滞っております」等の期限の利益を請求喪失させる理由を記入してください。
- ③は「銀行取引約定書」「金銭消費貸借契約書」等を記入してください。
流動資産担保融資保証で、期限の利益の喪失事由が第三債務者起因の事由による場合は、「特約書」を記入してください。

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）

【例】取引停止処分、破産申立等（破産手続開始決定後はP32参照）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、②ので、
③の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、
下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までにお支払い下さいませ
よう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求を
いたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式

証書貸付または手形貸付を記入

貸付日

平成 年 月 日

貸付金額

金 円也

残元金

金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名

印

債務者

住 所

債務者名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名』債権譲受人

金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該
債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入して
ください。
- (iv) ②は「債務者 様が破産申立しました」「債務者 様が取引停止処分となりました」等の
期限の利益を当然喪失させる理由を記入してください。
- (v) ③は「銀行取引約定書」「金銭消費貸借契約書」等を記入してください。
流動資産担保融資保証で、期限の利益の喪失事由が第三債務者起因の事由による場合は、「特約書」
を記入してください。

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

③催告書（最終期限が到来している場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、既に最終弁済期限が到来しておりますので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式

証書貸付または手形貸付を記入

貸付日

平成 年 月 日

貸付金額

金 円也

最終返済期限

平成 年 月 日

残元金

金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名

印

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名 債権譲受人

金融機関名・支店長名』を記入

債務者

住 所

債務者名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

※破産手続開始決定を受けた者は除いてください。

《注意事項》

(i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。

なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。

また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。

(ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。

(iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。

なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、債務者様が平成②年②月②日破産手続開始決定を受けたため、民法第137条に基づき同日をもって期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式

証書貸付または手形貸付を記入

貸付日

平成 年 月 日

貸付金額

金 円也

残元金

金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名

印

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 破産手続開始決定を受けた者以外の連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください
（既に債務者・連帯保証人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該債務者・連帯保証人に支払いを請求することはできません）。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は破産手続開始決定日を記入してください。

1. 証書貸付、手形貸付用（流動資産担保融資保証の個別保証を含む）

⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、債務者様が平成②年②月②日民事再生手続開始決定を受けたため、③の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちに
お支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、
ご承知おきください。

記

貸付形式

証書貸付または手形貸付を記入

貸付日

平成 年 月 日

貸付金額

金 円也

残元金

金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名

印

債務者

住 所

債務者名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名

様

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は民事再生手続開始決定日を記入してください。
- (v) ③は「銀行取引約定書」「金銭消費貸借契約書」等を記入してください。

2. 当座貸越、カードローン用、流動資産担保融資保証（根保証）用

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）

【例】延滞等

催 告 書	
①が貸付した下記金員については、②ので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までにお支払い下さいますよう催告いたします。 協会指定日 もし、上記期限までにお支払いのない場合は、③の約旨に基づき、上記期限をもって期限の利益を喪失させていただくと共に、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。	
記	手形貸付、当座貸越または事業者カードローンを記入
貸付形式	
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
残元金	金 円也
平成 年 月 日	
住所	
金融機関名・支店長名	⑤
債務者	
住所	
債務者名	様
連帯保証人	
住所	
連帯保証人名	様
連帯保証人	
住所	
連帯保証人名	様

債権譲渡されている場合は『原貸付金融機関名』債権譲受人金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は「約定（利息を含む）の弁済が滞っております」等の期限の利益を請求喪失させる理由を記入してください。
- (v) ③は「〇〇〇当座貸越契約書」「〇〇〇カードローン契約書」「銀行取引約定書」等を記入してください。
流動資産担保融資保証で、期限の利益の喪失事由が第三債務者起因の事由による場合は、「特約書」を記入してください。

2. 当座貸越、カードローン用、流動資産担保融資保証（根保証）用

②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）

【例】取引停止処分、破産申立等（破産手続開始決定後はP37 参照）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、②ので、
③の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、
下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までにお支払い下さいませ
よう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求を
いたしますので、ご承知おきください。

記

手形貸付、当座貸越または事業者カード
ローンを記入

貸付形式 年 月 日
貸付日 平成 年 月 日
元本極度額 金 円也
残元金 金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所

債務者名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該
債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入して
ください。
- (iv) ②は「債務者 様が破産申立しました」「債務者 様が取引停止処分となりました」等の期
限の利益を当然喪失させる理由を記入してください。
- (v) ③は「〇〇〇当座貸越契約書」「〇〇〇カードローン契約書」「銀行取引約定書」等を記入してくださ
い。

流動資産担保融資保証で、期限の利益の喪失事由が第三債務者起因の事由による場合は、「特約書」を
記入してください。

2. 当座貸越、カードローン、流動資産担保融資保証（根保証）用

③催告書（最終期限が到来している場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、既に最終期限が到来しておりますので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払いいただきますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記	手形貸付、当座貸越または事業者カードローン
貸付形式	
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
残元金	金 円也

平成 年 月 日

住 所	
金融機関名・支店長名	⑩

債務者

住 所	
債務者名	様

連帯保証人

住 所	
連帯保証人名	様

連帯保証人

住 所	
連帯保証人名	様

債権譲渡されている場合は『原貸付金融機関名 債権譲受人 金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた者は除いてください。

《注意事項》

- 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。

2. 当座貸越、カードローン用、流動資産担保融資保証（根保証）用

④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、債務者様が平成②年②月②日破産手続開始決定を受けたため、民法第 137 条に基づき同日をもって期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

手形貸付、当座貸越または事業者カード
ローンを記入

貸付形式 ①
貸付日 平成②年②月②日
元本極度額 金③円也
残元金 金④円也

平成⑤年⑤月⑤日

住 所
金融機関名・支店長名 ⑥

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 ⑦様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 ⑧様

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 破産手続開始決定を受けた者以外の連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください
（既に債務者・連帯保証人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該債務者・連帯保証人に支払いを請求することはできません）。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は破産手続開始決定日を記入してください。

2. 当座貸越、カードローン用、流動資産担保融資保証（根保証）用

⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

① が貸付した下記金員については、債務者 様が平成 ② 年 ② 月 ② 日民事再生手続開始決定を受けたため、③ の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記	手形貸付、当座貸越または事業者カード ローンを記入
貸付形式	
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
残元金	金 円也
平成 年 月 日	
住所	
金融機関名・支店長名	印
債務者	
住所	
債務者名	様
連帯保証人	
住所	
連帯保証人名	様
連帯保証人	
住所	
連帯保証人名	様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- ②は民事再生手続開始決定日を記入してください。
- ③は「〇〇〇当座貸越契約書」「〇〇〇カードローン契約書」「銀行取引約定書」等を記入してください。

3. 手形貸付根保証用

①催告書（最終期限が未到来で期限の利益を請求喪失させる場合）

【例】 延滞等

催 告 書

①が貸付した下記金員については、②ので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までに お支払い下さいますよう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお支払いのない場合は、③の約旨に基づき、上記期限をもって期限の利益を喪失させていただくと共に、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式 手形貸付根保証
貸付日 平成 年 月 日
元本極度額 金 円也
残元金 金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所

債務者名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は「約定（利息を含む）の弁済が滞っております」等の期限の利益を請求喪失させる理由を記入してください。
- (v) ③は「銀行取引約定書」等を記入してください。

3. 手形貸付根保証用

②催告書（最終期限が未到来で期限の利益を当然喪失させる場合）

【例】取引停止処分、破産申立等（破産手続開始決定後はP42 参照）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、②ので、
③の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を平成 年 月 日までにお支払い下さいますよう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式 手形貸付根保証
貸付日 平成 年 月 日
元本極度額 金 円也
残元金 金 円也

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所

債務者名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は

『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②は「債務者 様が破産申立しました」「債務者 様が取引停止処分となりました」等の期限の利益を当然喪失させる理由を記入してください。
- (v) ③は「銀行取引約定書」等を記入してください。

3. 手形貸付根保証用

③催告書（最終期限が到来している場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、既に最終弁済期限が到来しておりますので、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払いいただきますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式	手形貸付根保証
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
最終返済期限	平成 年 月 日
残元金	金 円也

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所
債務者名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。

3. 手形貸付根保証用

④催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、債務者様が平成②年②月②日破産手続開始決定を受けたため、民法第 137 条に基づき同日をもって期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式	手形貸付根保証
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
残元金	金 円也

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 印

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- 破産手続開始決定を受けた者以外の連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください（既に債務者・連帯保証人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該債務者・連帯保証人に支払いを請求することはできません）。また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- ②は破産手続開始決定日を記入してください。

3. 手形貸付根保証用

⑤催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が貸付した下記金員については、債務者様が平成②年②月②日民事再生手続開始決定を受けたため、③の約旨に基づき、期限の利益を喪失いたしました。つきましては、下記残元金及びこれに対する延滞利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

もし、お支払いのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

貸付形式	手形貸付根保証
貸付日	平成 年 月 日
元本極度額	金 円也
残元金	金 円也

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所
債務者名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- ②は民事再生手続開始決定日を記入してください。
- ③は「銀行取引約定書」等を記入してください。

4. 手形割引、手形割引根保証用《債務者・連帯保証人用》

①催告書（割引手形の満期日が未到来の場合）

催 告 書

①が債務者②様から割引さいました下記手形については、③の約旨に基づき買戻請求権が、発生いたしました。つきましては、下記割引手形を平成 年 月 日までにお買戻し下さいよう催告いたします。

協会指定日

もし、上記期限までにお買戻のない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

1. 手形金額 金 円也
支払期日 平成 年 月 日
支払場所
振 出 日 平成 年 月 日
振 出 人
割 引 日 平成 年 月 日
2. 手形金額 金 円也
支払期日 平成 年 月 日
支払場所
振 出 日 平成 年 月 日
振 出 人
割 引 日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 ④
債務者
住 所
債務者名 様

連帯保証人
住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人
住 所
連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始を決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
- (iv) ②は「債務者 様」が手形交換所の取引停止処分を受けました」等の手形買戻請求権が発生した理由を記入してください。③は「手形割引約定書」等を記入してください。

4. 手形割引、手形割引根保証用《債務者・連帯保証人用》

②催告書（割引手形の満期日が到来している場合）

催 告 書

①が割引した下記手形については、買戻請求権が発生しております。つきましては、下記割引手形を平成 年 月 日までにお買戻し下さいますよう催告いたします。

もし、上記期限までにお買戻のない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

協会指定日

記

- | | | | |
|---------|----|--|-------|
| 1. 手形金額 | 金 | | 円也 |
| 支払期日 | 平成 | | 年 月 日 |
| 支払場所 | | | |
| 振 出 日 | 平成 | | 年 月 日 |
| 振 出 人 | | | |
| 割 引 日 | 平成 | | 年 月 日 |
| 2. 手形金額 | 金 | | 円也 |
| 支払期日 | 平成 | | 年 月 日 |
| 支払場所 | | | |
| 振 出 日 | 平成 | | 年 月 日 |
| 振 出 人 | | | |
| 割 引 日 | 平成 | | 年 月 日 |

平成 年 月 日

住 所

金融機関名・支店長名 印

債務者

住 所

債務者名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所

連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名 債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、債務者・連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該債務者・連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。

4. 手形割引、手形割引根保証用《債務者・連帯保証人用》

③催告書（債務者が破産手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が債務者②様から割引きました下記手形については、債務者②様が平成③年③月③日破産手続開始決定を受けたため、民法第 137 条に基づき同日をもって買戻請求権が発生いたしました。つきましては、下記割引手形を直ちにお買い戻し下さいますよう催告いたします。

もし、お買戻しのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、ご承知おきください。

記

1. 手形金額 金 円也
支払期日 平成 年 月 日
支払場所
振 出 日 平成 年 月 日
振 出 人
割 引 日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 ㊞

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 破産手続開始決定を受けた者以外の連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください（既に債務者・連帯保証人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該債務者・連帯保証人に支払いを請求することはできません）。また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
- (iv) ②裏書人名（債務者）を記入してください。
- (v) ③は破産手続開始決定日を記入してください。

4. 手形割引、手形割引根保証用《債務者・連帯保証人用》

④催告書（債務者が民事再生手続開始決定を受けた場合）

催 告 書

①が債務者②様から割引きました下記手形については、
債務者が③様が平成③年③月③日民事再生手続開始決定を受けたため、④の約旨に基づき、買戻請求権が発生いたしました。
つきましては、下記割引手形を直ちにお買い戻し下さいますよう催告いたします。

もし、お買戻しのない場合は、兵庫県信用保証協会に代位弁済の請求をいたしますので、
ご承知おきください。

記

1. 手形金額 金 円也
支払期日 平成 年 月 日
支払場所
振 出 日 金 円也
振 出 人
割 引 日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
金融機関名・支店長名 ㊞

債務者

住 所
債務者名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

連帯保証人

住 所
連帯保証人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名』債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

※破産手続開始決定を受けた
者は除いてください。

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
なお、法人の場合は、債務者名欄に必ず法人名と法人代表者名を併記してください。
また、連帯保証人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、当該連帯保証人については破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
なお、金融機関の合併等により差出人金融機関が変更している場合は、原貸付金融機関名を記入してください。
- (iv) ②裏書人名（債務者）を記入してください。
- (v) ③は民事再生手続開始決定日を記入してください。
- (vi) ④は「手形割引約定書」等を記入してください。

4. 手形割引、手形割引根保証用《手形振出人用》

⑤催告書（手形が支払期日に支払拒絶となった場合）

催 告 書

貴方が振出した下記手形については、①様の裏書により②が手形割引し、その所持人となっておりますが、支払いを求めるためにこれを支払い場所に呈示しましたところ、③の理由により支払を拒絶されました。つきましては、下記手形金額及び所定の利息を直ちにお支払い下さいますよう催告いたします。

記

1. 手形金額 金円也
支払期日 平成年月日
支払場所
振 出 日 平成年月日
振 出 人
裏 書 人

平成年月日

住 所

金融機関名・支店長名 印

手形振出人

住 所

手形振出人名 様

債権譲渡されている場合は
『原貸付金融機関名債権譲受人
金融機関名・支店長名』を記入

《注意事項》

- (i) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (ii) 手形振出人が破産申立しており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合は、破産申立代理人宛に発送してください（P52 参照）。
また、既に手形振出人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該手形振出人に支払いを請求することはできませんので、催告書の発送はしないでください。
- (iii) ①は裏書人名（割引依頼者名）を記入してください。
- (iv) ②は「当行」「当金庫」「当組合」等を記入してください。
- (v) ③は「資金不足」等の支払拒絶の理由を記入してください。

5. その他

①通知書（催告書を訂正する場合）

通 知 書	
平成 ① 年 ① 月 ① 日付内容証明郵便（引受番号第 号、第 号、第 号）について、第 葉第 行目の「 」を「 」にそれぞれ訂正いたします。	
平成 年 月 日 住 所 金融機関名・支店長名 ⑩ 債務者 住 所 債務者名 様 連帯保証人 住 所 連帯保証人名 様 連帯保証人 住 所 連帯保証人名 様 債権譲渡されている場合は 『 原貸付金融機関名 債権譲受人 金融機関名・支店長名』を記入	

《注意事項》

- (i) 債務者・連帯保証人を連記し、それぞれの現住所宛に発送してください。
- (ii) 配達証明付きの内容証明郵便で発送してください。
- (iii) ①は訂正する催告書の日付を記入してください。

5. その他

②催告書（代理貸付の場合）

☆催告書の内容は通常通りですが、冒頭部分、差出人部分を次のとおり変更してください。

（i）冒頭部分

【通常時】

① が貸付した下記金員については、～以下省略～

（注）①は「当行」「当金庫」「当組合」等が入る。



【代理貸付時】

当 受託金融機関名 が 委託金融機関名 を代理して貸付けた下記金員については、
～以下省略～

（ii）差出人部分

【通常時】

住 所
金融機関名・支店長名

 ㊞

【代理貸付時】

住 所
委託金融機関名 代理店
受託金融機関名・支店長名

 ㊞

5. その他

③催告書（債務者・連帯保証人死亡の場合）

☆催告書の内容は通常通りですが、債務者名、連帯保証人名を次のとおり変更してください。

（i）債務者死亡の場合

【通常時】

債務者

住 所
債務者名

様

↓

【債務者死亡時】

債務者

相続人住所
亡 債務者名 相続人 相続人名

様

※相続人が特定できない場合は次のとおり記載する。

債務者

亡債務者住所
亡 債務者名 相続人様

（ii）連帯保証人死亡の場合

【通常時】

連帯保証人

住 所
連帯保証人名

様

↓

【連帯保証人死亡時】

相続人住所
亡 連帯保証人名 相続人
相続人名

様

※相続人が特定できない場合は次のとおり記載する。

連帯保証人

亡連帯保証人住所
亡 連帯保証人名 相続人様

5. その他

④催告書（債務者・連帯保証人が破産申し立てしており、まだ破産手続開始決定を受けていない場合）

☆催告書の内容は通常通りですが、債務者名、連帯保証人名を次のとおり変更してください。

☆既に債務者・連帯保証人が破産手続開始決定を受けている場合は、破産手続外で当該債務者・連帯保証人に支払いを請求することはできません。

（i）債務者破産申立の場合

【通常時】

債務者

住	所
---	---

債務者名

様

↓

【債務者破産申立時】

債務者

破産申立代理人住所

債務者名	破産申立代理人	破産申立代理人名
------	---------	----------

様

（ii）連帯保証人破産申立の場合

【通常時】

連帯保証人

住	所
---	---

連帯保証人名

様

【連帯保証人破産申立時】

連帯保証人

破産申立代理人住所

連帯保証人名	破産申立代理人	破産申立代理人名
--------	---------	----------

様

